

同意書・重要事項確認書

病後児保育室では、保護者の方に代わり、保健師（看護師）・保育士が病気のお子様をお預かりする施設です。安心してご利用いただくために下記の重要事項をご確認ください。

ご利用にあたっての重要確認事項

- 1 予約受付後、当日の朝の症状により保育ができないと判断した場合は、お預かりができない場合があります。
- 2 利用者間の感染には細心の注意を払いますが、感染の可能性が全くないということではありません。
- 3 特別な理由がなく、2歳以上でMRワクチン(麻疹・風疹混合ワクチン)の接種をしていない方は、他の方への感染リスクを考慮し、お預かりできません。
- 4 急変時、お子様の状態により保護者の方へ連絡をします。
- 5 保育中に病状が悪化し、保育の継続が困難になった場合には予定時間前でもお迎えをお願いします。必要時にはかかりつけ医の受診をしていただきます。
- 6 緊急時には、知多厚生病院外来等を受診し、事後承諾で治療を開始する場合があります。
(別途費用がかかります)
- 7 ご利用当日は、必ず連絡が取れるようお願いいたします。
- 8 緊急連絡が取れなかったことにより不利益が生じても当病後児保育室では責任を負いません。
- 9 かかりつけ医による1通の病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書は記入日の翌日から起算して3日間有効です。(土日祝日含む)
- 10 予約は利用希望日の前日15時までにお願います。(土日・祝日は役場宿直室が対応)
- 11 予約のキャンセルは可能ですが、必ず連絡をしてください。(予約から当日7:30~8:00まで)
- 12 無断でキャンセルをした場合は利用料金をお支払い頂きます。
- 13 利用時間は18時までとなります。お迎えにあたり、遅刻をしないようお願いいたします。
- 14 止むを得ない事情を除き、利用上のルールを守っていただけない場合は次回からのご利用をお断りすることがあります。
- 15 地震・津波等の災害発生時は、美浜町役場を避難場所とします。
- 16 台風等で暴風警報が発令された場合は、美浜町の公共施設に準じて保育を中止します。

与薬に関して

- 1 処方薬については、病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書に記載された薬を預かります。
その他の薬は預かることはできません。
- 2 処方の変更や追加が発生する場合は、同じく医師の証明が必要となります。
- 3 薬剤情報提供書(お薬の説明書)を持参してください。
- 4 薬は1回分ずつ分包し、お子様のお名前を記名してお持ちください。(当日分のみお預かりします。)

上記内容を確認し、承諾の上ご署名をお願いいたします。

年 月 日

保護者署名 _____ ㊟

児童氏名 _____

生年月日 _____

住 所 _____

美浜町病後児保育室